(設置)

第1条 南伊豆町生涯活躍のまち基本計画に基づき、中高年齢者の就業、生涯にわたる 学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の 整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわ たり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業(以下「南伊豆町生涯 活躍のまち形成事業」という。)の推進を図るため、南伊豆町生涯活躍のまち推進協 議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
- (1) 南伊豆町生涯活躍のまち形成事業計画の検討に関すること。
- (2) 南伊豆町生涯活躍のまち形成事業計画に基づく事業の進捗状況の管理及び運営状況の評価に関すること。
- (3) その他南伊豆町生涯活躍のまち構想の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の関係者
- (3) 医療に関する団体の関係者
- (4) 福祉及びボランティアに関する団体の関係者
- (5) 生涯学習に関する団体の関係者
- (6) 金融機関の関係者
- (7) 空き家等の改修・活用に知見を有する者
- (8) 事業計画に基づき事業を実施する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成29年3月31日までとする。ただし、前条第1項第1号の委員にあっては、当該役職を失ったときは同時に委員の職を失う。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名によりそれぞれ定める。
- 3 会長は、推進協議会を統括し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 推進協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 (関係者の出席)
- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、企画課地方創生室において処理する。 (報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第7号)で定めるところにより支給する。 [南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年場例第7号)]

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が 別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。